

別府市告示第 6 号

別府市子ども食堂物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 1 月 9 日

別府市長 長 野 恭 紘

別府市子ども食堂物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている子ども食堂の運営を支援するため、別府市子ども食堂物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「子ども食堂」とは、主に子どもを参加者として設定し、食事（社会通念上の食事とし、おやつ提供などは除く。以下同じ。）を原則無料又は小額な材料費等の実費相当額で提供することをいう。

(交付対象者)

第 3 条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす子ども食堂の運営を行う社会福祉法人、ボランティア・NPO 活動等を行う組織・団体、自治会等の地域住民団体その他市長が適当と認める者とする。ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を除く。

- (1) 別府市内で実施すること。
- (2) 子どもに対し、食事を提供すること。
- (3) 子どもが生活習慣を身に付けることができ、安心して過ごせる環境を確保すること。
- (4) 利用料は、無料又は小額な材料費等の実費相当額とすること。
- (5) 令和 5 年 1 月 30 日までに開設し、継続して概ね月 1 回以上実施

していること。

- (6) 第5条に規定する申請後、1年以上継続して実施する見込みがあること。
 - (7) 特定の者しか参加できない運営を行わないこと。
 - (8) 管轄する保健所の指導に基づき、所要の衛生管理を行うこと。
 - (9) 設備、周辺の環境、運営時間等に配慮するとともに、利用する子ども及び従事者の傷害保険に加入する等、安全確保に努めること。
 - (10) 福祉的な支援を必要とする子ども（当該子どもの保護者を含む。）については、市と連携して、必要な支援に結びつけるよう努めること。
 - (11) 営利活動又は宗教的活動を行わないこと。
 - (12) 別府市子どもの居場所づくりネットワーク又はおおいた子ども食堂ネットワークに入会済み又は入会予定であること。
- （支援金の額等）

第4条 支援金の額は、一の子ども食堂につき、次の各号に掲げる子ども食堂の開催頻度（見込みを含む。）に応じ、当該各号に定める額以内とする。

- (1) 月1回程度（1年につき10回以上） 100,000円
- (2) 月2回程度以上（1年につき20回以上） 200,000円
- (3) 月3回程度以上（1年につき30回以上） 300,000円
- (4) 小中学校の長期休暇中のみ開催（1年につき10回以上） 100,000円
- (5) 小中学校の長期休暇中のみ開催（1年につき20回以上） 200,000円
- (6) 小中学校の長期休暇中のみ開催（1年につき30回以上） 300,000円

2 支援金は、予算の範囲内で交付するものとする。

3 支援金の交付は、一の子ども食堂に対し、一回限りとする。

（支援金の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年2月29日までに別府市子ども食堂物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければ

ならない。

- (1) 事業計画書（報告）書（様式第2号）
- (2) 子ども食堂の運営がわかる書類（パンフレット、周知チラシ等）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（支援金の交付決定等）

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、支援金の交付の適否を審査の上、適当であると認めたときは、支援金の交付を決定し、別府市子ども食堂物価高騰対策支援金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の交付請求等）

第7条 前条の規定により支援金の交付決定の通知を受けた申請者は、支援金の交付を請求しようとする場合は、当該通知を受けた日から30日を経過した日又は当該交付決定の日が属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに、別府市子ども食堂物価高騰対策支援金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、速やかに支援金を交付するものとする。

（支援金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の規定による支援金の交付決定を取り消すことができる。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 偽りその他の不正な手段により支援金の交付決定を受けた事実が判明した場合
- (2) 第5条に規定する申請の取下げがあった場合
- (3) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合
- (4) その他この要綱の規定に違反した場合

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、別府市子ども食堂物価高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第6号）により当

該取消しに係る交付決定者に通知するものとする。

3 前項の場合において、市長は、支援金の交付決定の取消しに係る部分に関し、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 前項の規定により返還を命ぜられた交付決定者は別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号）第12条第1項に定める加算金を市に納付しなければならない。ただし、第1項第2号に該当する場合を除く。

（報告及び立入調査）

第9条 市長は、申請者が第3条に規定する要件を満たしているか又は交付決定者が前条第1項各号のいずれにも該当していないかを確認するために必要があると認める場合は、当該申請者又は交付決定者に対して報告を求め、及び立入調査を行うことができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。